

豪農経営と地域編成(二)

—全国市場との関係をふまえて—

岩 田 浩 太 郎

(人文学部 経済史研究室)

はじめに—課題の設定

I 豪農経営と地域経済

1 経営発展と地主経営

2 金融活動と地域編成(以上第三二卷第二号)

3 紅花市場変動と流通編成

〈小括I〉羽州村山郡の紅花生産・市場・金融的条件の地域的

特質

〈小括II〉大規模豪農経営における地域編成の構造(以上本号)

II 豪農経営と地域社会

1 土地問題と郡中惣代・郷宿

2 小作騒動と郡中議定・郷中議定

3 動員体制の形成

4 郡中流通編成の志向

おわりに

3 紅花市場変動と流通編成

紅花集荷機構—文政と天保期—

紅花市場変動をふまえた堀米家の特徴的な紅花取引について考察する。まず、文政と天保期における同家の紅花集荷機構について検討する。干花集荷(仲買)人のタイプは以下のAとDからなる。

A 小作支配人・口入人 Ⅱ 干花集荷人である者

松橋村上組沢畑(さわはた)(齊藤)吉兵衛(堀米家親戚、明治二年村内所持石高五石一斗で村内八位〔前掲表5参照〕・「二〇俵」、広域型の口入人)²³⁾・吉田村(渡辺)仁平治(堀米家親戚、吉田村郷藏方升取、文政一〇年の年貢負担高二二俵余の村内上層農〔後掲付表A参照〕、息子浅吉が堀米家定詰番頭、特定村型の口入人)²⁴⁾・吉田村笹川久之助(文政一〇年の年貢負担高一四俵余の村内中層農〔付表A参照〕、特定村型の口入人)など。このAタイプおよび次のBタイプの者は、堀米家

より逐次資金提供を受けて紅花集荷（生花集荷の場合は干花加工も）を実施したことが確認できる。

B 小作支配人・口入人⇨干花集荷人・上京支配人である者

吉田村（奥山）才三郎（吉田村組頭、文政一〇年の年貢負担高一俵余の村内中層農〔付表A参照〕、特定村型の口入人²⁵）・谷地内楯舎大場三吉（旧谷地城主白鳥氏家臣の系譜、糶屋営業）など。村役人ないし旧家クラスで、堀米家の出荷紅花の売り付け依頼を京都紅花屋に對しておこないその売却代金の運用・差引決算（送金・上方商品買付けのための支払いとの差引など）を管轄する上京支配人としての資質・教養を備えていた家である。彼らは堀米家の干花集荷（仲買）人として活動するばかりでなく、文政期には堀米家の紅花と一緒に自分荷を出荷する荷主として立ち現れている（後掲表13）。また、天保元〜二年（一八三〇〜三二）に大場三吉は堀米家から紅花引質貸付を受けていることが確認でき（前掲表9）、大場家が堀米家から回転資金を補給されつつ自ら紅花荷主として活動した側面を有していたことも判明する。このように、小作支配人・口入人⇨干花集荷人のなかから、自ら荷主としても活動していた層を堀米家は上京支配人に任命したといえる（文政七年に堀米家より大場三吉に渡された上京支配料は四兩二分二朱）。彼らBタイプの者は、まさに堀米家の紅花取引ネットワークの中核に位置した。

C 小作人⇨干花集荷人である者

藤助新田村弥三郎（同人は同村に設置された堀米家置粉蔵の小作人仲間の一員である〔前掲史料1参照〕）など。天保六年（一八三五）の場合、弥三郎は堀米家より「何時二而も百兩貸付約足」をもらい干花集荷に従事している（だが、この年は干花の地元相場が高く、結局干花一八貫四五〇匁〔二〇・五八駄〕の集荷にとどまった）。金銀の授受・集荷干花の改めには、堀米家定詰番頭（斉藤）吉兵衛・堀米家四代四郎兵衛娘おもよ・取次の南三五郎が関与した。豊富な資金貸与の約束のもと堀米家は定詰番頭―取次―小作人の系列で干花集荷活動を進めたことが確認できる。

D 近隣の中小豪農である者

大町村上組柴田弥之助（天保期から名主、天保一二年所持高七四石。〔一六〇四俵〕²⁷）など。

また、この他に堀米家はサンベ（廻村生花集荷人）である田井村の弥惣治・荷口村の佐治兵衛などから生花を買付け干花加工（花餅づくり）をしていたことが確認できる。

論点g 小作管理機構・金融の口入人の一部と紅花集荷機構が重複

し、（後述のように）堀米家からの貸付や未納立附米との差引により紅花集荷代金の決済がおこなわれるシステムが構築されていた。

出荷形態と流通編成

堀米家の上方への紅花出荷は史料的には享和三年（一八〇三）が初見である（出荷量一駄二九袋）。おそらく一八世紀末から出荷を開始したと思われる。堀米家は享和と文化期には京都紅花屋などからの注文や前渡し金の供与を受けて出荷したケースがみられたが、文政期以降は自己資金による出荷を全面的に展開した。表13に文政五年「萬指引帳」から判明する同家の出荷動向を一覧にした。文政五年には一九駄三〇袋（一二四五袋余）を出荷しピークとなった²⁸。文政期以降の出荷形態は三つあり、①自己資金による出荷（「自分荷」表13の六六・三％）⇨集荷人はAとCタイプ、②共同出資による出荷（「仲間物」三・四％）⇨集荷人はDタイプ、③「為替取組」による出荷（二八・五％）である（残りの一・八％は上京支配人の自分荷で羽印で一括して出荷されたもの）。通常は①が多いが、③は文政六・七・一〇・一二年など特定の年に集中して採用され、この四年間の合計出荷量の五〇・九五％に達する紅花荷が③で出荷された点が注目される。

堀米家の「為替取組」とは何か。文政六年に堀米家が吉田村仁平治の息子浅吉に対しておこなった「為替取組」の差引決算を表14に示した。六と七月に堀米家から為替貸付金五七両余（摘花期・生花集荷期・干花加工期に必要な金銭・米、海上請合金、荷造り費用、大石田迄運賃、京都迄添金⇨運賃）が浅吉に逐次貸付けられ、浅吉がそれら回転資金の一部に宛てて集荷・干花加工した紅花九八袋余を沢畑

（堀米家）で荷造りし沢畑から大石田經由で京都へ出荷している。二月に京都紅花屋伊勢屋利右衛門から紅花代金六一両余を堀米家が受け取り、代金から為替貸付金元利六〇両余を差し引いた残金を浅吉に渡すという決算方法である。この場合、浅吉の実家仁平治家が小作支配人であることから前年の吉田村小作人の未納立附米代金六両余が加算されたため浅吉の負債は残り、二年後に浅吉はようやく皆済した。管轄小作地の未納立附米弁済義務のある支配人⇨集荷人に対する「為替取組」の差引勘定例であり、小作管理と紅花流通編成がリンクしてなされていることが判明する。この差引からあきらかなように、堀米家の利益はあくまでも貸付利子にあり、紅花荷の京都での販売代金（仕切値段）の高下は同家ではなく浅吉の利害にかかわる。集荷・加工過程への資金投下および出荷過程における堀米家の強力な関与が特徴であり、しかも荷印羽で出荷し堀米家の自分荷と一括販売するなど、堀米家の「為替取組」はいわゆる荷為替とも異なる変型として位置づけられる。

文政後期と天保中期の「為替取組」の相手を例示する。

文政6年 吉田村^{（渡辺平治町）}浅吉（九八袋余）⇨小作支配人・口入人・集荷人

吉田村才三郎^{（奥山）}（六〇袋）⇨小作支配人・上京支配人・口入人・集荷人

吉田村才之助^{（宇山）}（四八袋）⇨小作支配人・口入人・集荷人

表13 堀米四郎兵衛家の紅花出荷先および出荷量一覧 — 「萬指引帳」の数値から—

(単位・袋)

年 代	文政5 (1822)	文政6 (1823)	文政7 (1824)	文政8 (1825)	文政10 (1827)	文政11 (1828)	文政12 (1829)	天保5 (1834)	弘化4 (1847)	嘉永元 (1848)	合計(袋)
上方紅花屋	132(吉32)		68								200(32)
京都 渡会屋宗治郎			【東68】								【68】
京都 細屋勇藏	170(吉34)	187	144	192	214						907(34)
京都 伊勢屋理右衛門	315	266	132		【久35/浅79】						【327】
京都 伊勢屋源助	295	136	【東68】	68	144		708		153	163.36	1173.36
京都 近江屋佐助	68	116	【東144】		144		【佐708】		76	70	1709
京都 村山屋半四郎	97(才97)	70	132	233		51.6(三8.6)		107.5			【852】
京都 若山屋喜右衛門	72	72	64								【48】
京都 美濃屋忠右衛門			64		100					89	299(97)
京都 西村屋清九郎										70.29	【64】
大坂 嶋屋清兵衛	65(吉32.5)		73		45						299(97)
大坂 近江屋安治郎	31.52	40	72								【35】
合 計(袋)	1245.52(195.5)	887	961	493	647	51.6(8.6)	708	107.5	229	392.65	5722.27(204.1)
		【215.18】	【595】		【114】		【708】				【1632.18】

典拠) 文政5年「萬指引帳」・文政5年「上方仕切差引帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

凡例) 1) 少数点以下の数値は1袋分に満たない紅花荷の量を示したもので、その目方(匁)を1袋=500匁で割った数値である。原史料においては、500匁に満たないものについてもしばしば1袋として計算している場合があるが、ここでは1袋とせずその目方/500匁で計算した数値を表示し厳密を期した。

2) 紅花荷数の右側に()で表示してある文字と数値は、罫印で出荷しているか堀米家以外の他家が荷主である場合(共同出荷など、補注*1、*3も参照)の荷主名の略称とその荷主名の紅花荷数を示している。数値は内数である。

3) 紅花荷数の下に【 】で表示してある文字と数値は、堀米家が為替取組をおこなった他家の略称と為替取組の対象となった紅花荷数を示している。数値は内数である。

2) の荷主名および3) の為替取組をおこなった他家の略称は以下の通り。
吉=吉田屋藤兵衛(船岡) 才=奥山才三郎(吉田村) 三=大場三吉(谷地郷内船) 浅=浅吉(吉田村) 三吉(松橋村枝郷沢畑) 久=久之助(吉田村枝郷窪川)
東=東屋庄六(長瀬村) 佐=佐治吉左衛門(山形)

補注)

*1 文政5年の村山屋半四郎行の97袋については「吉田村奥山才三郎荷主」とあり、才三郎の荷として扱われたと考えられるが、罫印で出荷されているので本表に入れた。

*2 文政7年に若山屋喜右衛門へ大場三吉の紅花荷68袋が送られてくるが春印で出荷されており、「萬指引帳」に紅花送手帳が記載されていないので本表からは除外してある。

*3 文政11年の近江屋佐助行の52袋は堀米四郎兵衛分罫印43袋と大場三吉分春印8.6袋(=8袋300匁)の合わせ荷であり、全体としては罫印で括り出荷されている。

*4 「萬指引帳」における天保期以降の記録は断片的であり、表中の天保期以降のデータは実際の紅花出荷数を精羅したものではない。

表14 「未浅吉為替取組」における為替貸付および差引勘定一覧（文政6〔1823〕年6月～文政8〔1825〕年10月）
 -堀米四郎兵衛と吉田村浅吉との関係-

年月日	為替貸付金額 (堀米四郎兵衛→浅吉)	内 容	返済・入金額 (浅吉→堀米四郎兵衛)	内 容
1823. 6. 9	5兩10貫 文 640文	渡し 同上利足（6月分）		
9	700文	染下1反代		
18	5兩20貫 文 790文	渡し 同上利足（6月分）		
18	4貫500文	古米3俵代		
22	10兩	渡し		
23	981文	同上利足（6月分）		
29	4貫500文	古米3俵代		
7. 2	3兩	渡し		
5	294文	同上利足（6月分）		
	6貫 文	古米4俵代		
	3貫 文	古米2俵代		
	7兩	渡し		
10	10兩	渡し		
11	5兩	渡し		
出荷日 13	3兩	海上請合		
	3兩	引賃金60兩利足（7～10月分）		
	1貫125文	沢畑より大石田送り賃		
	330文	出判料（3匁を錢換算）		
	300文	荷造り賃		
	300文	蕨6枚代		
	300文	大なわ6把		
	180文	花蕨4枚・蕨6枚・すりなわ6把代		
	100文	酒代・飯代・原表代		
	1兩 2分	大石田先添金		
小計	52兩 2分 54貫 40文			
12.16	6兩 1分 79文	去午ノ小前方年貢并仁平次方御年貢 共、但し明細書相渡し		
合計	58兩 3分 54貫119文 兩替 67兩(A)			
12.27 1824. 2. 5			61兩 1分2朱 (B)	紅花98袋90匁代金（伊勢屋 利右衛門より下し金2度）
(A)-(B)差引	5兩 2分 2朱 3分 丁銀 5匁 6分	不足貸し 同上利足		
1825. 10. 23			6兩 1分 丁銀13匁1分	元利皆済

典拠) 文政5年「萬指引帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

松橋村沢畑^{宇野}◎三吉（九袋） Ⅱ紅花商・中農

文政7年 長瀬村東屋庄六*（五九五袋） Ⅱ酒造業・紅花商・豪農

文政10年 吉田村久之助（三五袋） Ⅱ小作支配人・口入人・集荷人

吉田村 浅吉（七九袋） Ⅱ小作支配人・口入人・集荷人

文政12年 山形旅籠町越後屋吉左衛門*（七〇八袋） Ⅱ中堅城下町商

人・五十集卸商

天保6年 仙台村田阿部屋平蔵*（四〇八袋） Ⅱ紅花商

「為替取組」の相手は①小口の支配人Ⅱ集荷人・近隣農、②大口の遠隔地豪農・町場商人（*印）、の二タイプからなり、量的には②が中心であった（上記の袋数では②が全体の八三・九％）。

「為替取組」の経営的意義をさらに検討するために、堀米家の紅花販売利益の実態や出荷形態の選択を紅花市場変動との関係で把握したい。

「萬指引帳」には各紅花荷について「京着〇〇両」とする記載がある。この京着記載は研究史では京都紅花相場ないし売却値段（仕切値段）とされてきたが誤りであり、紅花荷が京都に着く迄にかかった一駄あたりの原価（集荷費・日雇賃を含む干花加工費・荷造費・運賃の総合計）を示すものである²⁹。そして京着と仕切値段を対照させることにより、各荷の原価・代金から純益と利益率を計算することが可能となる。表15に示したように、文政五年に同家が出荷した紅花荷（代金

不明を除く）については総原価は七一三両余、総手取代金は七六三両余、純益は五〇両弱、であった（合計Ⅱ）。当初の計画通り年内に仕切が済んだ荷については総原価は六五三両余、総手取代金は七二〇両余、純益は六七両余、利益率一〇・三％、であった（合計Ⅲ）。

表16および図2に化政く天保期における紅花諸相場の動向を示した。文政初年の米価低落を背景に発令された文政二年（一八一九）八月の物価引下げ令と京都市況の低迷（紅花屋潰れも重なる）により文政二く三年の京都紅花相場（仕切値段の相場）は漸落した。が一時的なものにとどまり、文政四年は諸国紅花産地の干損・違作（表16関係記事欄参照）により京都相場は急激に高騰した。続く文政五年には下降したものの最上産紅花の京都相場はなお例年よりは良く（九月は上物六六両く下物三八両）、堀米家は一九駄余の紅花を全て自分荷として出荷して表15の利益を得た。

しかし、文政六年は四月の儉約令（絹袖等華麗之織物着用禁止令）^{後掲註27}再令による京紅染需要減と不景気により京都紅花相場は低落（一二月は五〇く二八両。表16）した。堀米家は大坂紅花屋近江屋安治郎より「当地気配之儀、絹布其外花美之品々御停止二付、何二不寄不捌、甚以諸商内陰気二御座候、紅花之義近年高直御座候処前書之絹布御法度二相成故、紅花一切売買無御座候（中略）京坂相庭之処如何之直立可申哉御勘考可被下候」（同年六月二二日付）とする書簡を受け取るなど、

表15 文政5年(1822)堀米四郎兵衛家の紅花販売利益の実態

番 号	荷印銘柄	荷 数	1駄あたり		1駄あたり		原価*4	代金*5	純益*6	仕切/成期	備考
			京着値	仕切値段*2	手取現金*3	面					
1	高清水	袋×丸 16×2	40.0	40.0	39.6	面	20.0	面	19.8	1822年11月	*7
2	沢細	17×2	38.5	41.0	40.59	面	20.453	面	21.563	1822年10月	*7
3-1	沢細	16×1	38.5	39.5	39.105	面	9.625	面	9.776	1822年10月	*7
3-2	高清水	16.5×1	40.0	39.5	39.105	面	10.313	面	10.082	1822年10月	*7
4-1	国一	18×4	45.0	52.5	51.975	面	50.625	面	58.472	1822年11月	*7
4-2	国一	17×1	45.0	52.5	51.975	面	11.953	面	13.806	1822年11月	
5	仕入	17×8	47.0	53.0	52.47	面	99.875	面	111.499	1822年11月	
6	雨化	18×5	42.5	52.5	51.975	面	59.766	面	73.09	1822年11月	
7	極天	17×4	42.5	45.5	45.045	面	45.156	面	47.86	1822年11月	
8	極紅	16×2*1	40.0	42.0	41.58	面	19.7	面	20.478	1822年11月	*8
9-1	雨吉	20×2	39.0			面	24.375	面			*8
9-2	紅梅	19×3	36.0			面	32.063	面			*8
10-1	飛切	18×3	44.5	32.0	31.68	面	37.547	面	26.73	1823年11月	*9
10-2	飛切	17×1	44.5	32.0	31.68	面	11.82	面	8.415	1823年11月	*9
10-3	飛切	16×1	44.5	32.0	31.68	面	11.125	面	7.92	1823年11月	*9
11~12	飛切	18×8	44.5	48.0	47.52	面	100.125	面	106.92	1822年11月	
13~15	極上	17×18	43.0	48.0	47.52	面	205.594	面	227.205	1822年11月	
合計 I							770.115		--	--	
合計 II	9-1~2の雨吉・紅梅を除く		713.677				763.616		49.939	利益率	6.997% *10
合計 III	9-1~2の雨吉・紅梅および10-1~3の飛切を除く		653.185				720.551		67.366	利益率	10.313% *10
合計 IV	10-1~3の飛切のみ(翌1823年に売却)		60.492				43.065		-17.427	利益率	-28.809% *10

典例) 堀米四郎兵衛家文書 文政5年「萬指引帳」・文政5年「上方仕切差引帳」。
凡例) 少数点以下は10進法である。番号は、岩田浩太郎「堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向」(『西村山の歴史と文化Ⅲ』掲載)の「表1 堀米四郎兵衛家紅花出荷一覽」の番号と対応している。

補注) *1 うち1袋は260丸。
*2 1%の間屋口銭を含む。
*3 手取現金=仕切値段×0.99

*4 原価=袋数÷64袋×京着値
*5 代金=袋数÷64袋×手取現金
*6 純益=代金-原価、あるいは純益=袋数÷64袋×(手取現金-京着値)
*7 福岡吉田屋藤兵衛と共同出荷(出荷率50%ずつ)のうち堀米家の取得分。
*8 雨吉20袋×2丸・紅梅19袋×3丸は「吉田村奥山才三郎荷主」の記載があり、代金は荷主である奥山才三郎が取得している。
*9 理由は定かではないが、これらの紅花荷のみ1年遅れで売却された。低落した1823年の仕切相場の影響を受けて売却された。
*10 利益率=純益÷原価×100

京都紅花市場の情報を逐次入手していた。そのため、堀米家は同年は自分荷で出荷する比率を落し、二四・三%を「為替取組」の形態で出荷している（出荷数内訳は表13を参照）。先の浅吉分を含む文政六年の「為替取組」荷合計二一五袋余の利益実態を表17に示した。もし堀米家がこれらを買取って自分荷として出荷していた場合の純益、利益率を試算すると、マイナス四四兩余、マイナス二三・三%となるが（合計Ⅰ）、実際は「為替取組」の形態で出荷した結果、堀米家は利益九・八兩（利益率八・二%）を得たことが確認できる（合計Ⅱ）。

さらに翌文政七年は谷地地相場における干花相場は低いが京都相場が最悪予測（結果として一二月は四一〜二一兩となった。表16および図2参照）のため、堀米家は「為替取組」の比率を増大させ、全荷の六一・九%（五九五袋）を「為替取組」（長瀨村の豪農東屋庄六を相手）の形態で出荷した。表18にその利益実態を示した。もしこれらを自分荷として出荷していた場合の純益、利益率を試算すると、マイナス一・九兩、マイナス〇・六%となるが（合計Ⅰ）、実際は「為替取組」の形態で出荷した結果、利益益二二・三兩（利益率八%弱）を得たことが確認できる（合計Ⅱ）。

文政八年は谷地地相場が低いうえ、諸国産地から京都への入荷不足により「上方直段以之外引上ヶ、相応之利分」となる状況であったため（表16関係記事欄参照）、堀米家は全荷を自分荷の形態で出荷して

いる。

文政九年も引続き京都紅花相場は高いが、谷地地相場における干花相場が高いため（上物六五兩〜下物五〇兩）堀米家は販売差益が得られるかどうか不明なため上方への出荷を見送り、自己の手作紅花は地払いしている。

文政一〇年は谷地地相場における干花相場が低く（上物四〇兩〜下物三〇兩）、京都相場は年末にかけて上昇したため、堀米家は多くを自分荷の形態で出荷した。また、出荷紅花の一部は文政六年に「為替取組」をし損失させた支配人Ⅱ集荷人に対して「為替取組」を組み出荷し（表13）、彼らに利益を得させている。

文政一一年は京都紅花相場が高騰したため、堀米家は全てを自分荷の形態で出荷した。

文政一二年は京都紅花相場は持続して好調だが谷地地相場における干花相場も高いため（上物六〇兩〜下物四五兩。表16関係記事欄も参照）、堀米家は自分荷の形態での出荷をひかえている。堀米家は谷地周辺（彌勒寺・沢畑・松橋など）や最上川向村々（羽入・長瀨など。図1参照）で集荷した紅花を山形城下旅籠町の越前屋佐治吉左衛門に

「売付け」、売代金を貸金とし売付けた紅花を引質（担保）としてとる形の紅花引質貸付を組んだが（表9）、越前屋が貸金の返済をできさうにないために引質紅花荷八四三袋のうち七〇八袋を「為替取組」

表16 文政～天保期における紅花相場の変動

京都米価	年	月	京都紅花売値段		谷地地相場		関	係	記	事
【京都小売米価】 白米1石ニ付 銀匁			【奥州仙台】 1駄ニ付 両	【羽州最上】 1駄ニ付 両	【生花】 100匁ニ付 文 上 下	【干花】 1駄ニ付 両 上 下				
83.81	文化13年子 (1816)	9月	55~35	48~32	70~40	36~33				
		12月	53~39	48~32						
81.94	文化14年丑 (1817)	9月	60~40	60~39		42~				
		12月	58~42	57~43						
70.15	文政元年寅 (1818)	9月	65~50	50~35		40~				
		12月	62~45	48~33						
59.92	文政2年卯 (1819)	9月	59~35	45~31		48~			【京】物価引き下げ令発令(8月)「已後米直段ニ準シ可成丈諸品引下ケ可申」	
		12月	56~30	44~28						
57.01	文政3年辰 (1820)	9月	54~30	48~30		40位			【谷地】「京問屋山七ト申紅花問屋身上潰れニ付、彼ノ紅花売崩れ」	
		12月	55~35	48~34						
66.98	文政4年巳 (1821)	10月	90~58	80~58	100~70	60~50			【京】「新花甚作違、紅花高直」	【諸国共殊之外干損」「上物下物之分者当時売透弘底ニ御座候」
		12月	90~58	80~58						
74.33	文政5年午 (1822)	9月	92~48	66~38	85~60	50~40				
		12月	80~42	60~38						
春70.36	文政6年未 (1823)	9月	62~38	62~38		54~35			【京】遊女商売人へ髪飾り細袖其外華麗なる織物着用禁止令再令(4月)	
		12月	52~32	50~28					【谷地】「未暮紅花相場下直、商人衆忝駄ニ付拾五兩宛損失ニ相成申候」	
75.28	文政7年申 (1824)	9月	55~27	44~24	75~35	35~15			【谷地】「干損場田畑共ニ不直、紅花も咲出無之、近年ニ無之直段下直」	
		12月	52~24	41~21						
85.42	文政8年酉 (1825)	9月	75~45	55~35	55~30				【谷地】「上方直段以之外引上ケ、相応之利分ニ御座候」	
		12月	70~40	50~30					【京】「高直之儀者当年新花不作仕、諸国共存之外荷物不足ニ御座候ニ付高直」	
春87.90	文政9年戌 (1826)	9月	85~55	78~52	100~60	65~50			【京】「高直之儀者当新花不作仕、諸国共存之外荷数不足ニ而高直ニ御座候」	
		12月	66~52	64~44						
72.99	文政10年亥 (1827)	9月	68~48	56~36	95~50	40~30				
		12月	72~54	60~42						
91.64	文政11年子 (1828)	9月	85~61	73~55	140~60	58~42			【京】「高直之儀者当新花不作仕、諸国共存之外荷数不足仕、高直ニ御座候」	
		12月	82~58	70~58						
99.94	文政12年丑 (1829)	9月	86~68	75~55	95~40	60~45			【京】「高直之儀者当年新花不作仕、諸国共存之外荷数不足仕、高直ニ御座候」	
		12月	88~70	76~56					【谷地】「生花直段吉、干花地払ニ徳あり、登世花ニ大損有モよし」	
94.00	天保元年寅 (1830)	9月	98~76	82~66	150~100	57位			【京】「高直之儀者当新花不作仕、諸国共存念之外荷数不足ニ付高直」	
		12月	88~66	72~56						
94.99	天保2年卯 (1831)	9月	72~50	64~38	140~50	62~46			【谷地】「七月より追々引下ケ、当時上方相場損毛之由ニ御座候」	
		12月	68~48	58~38						
81.02	天保3年辰 (1832)	9月	61~45	52~38	135~45					
		12月	54~40	49~32						
113.46	天保4年巳 (1833)	9月	72~50	62~38	80~25				【京】「近来山城大和紀州方追々紅花作出し候ニ付、此度方直段書相認メ申候」	
		12月	70~48	60~38						
110.28	天保5年午 (1834)	9月	76~58	68~46	100~50	50~40			【京】「直段高直之儀者当年新花蒔付不足、其上干損仕、存之外荷数不足仕候ニ付高直」	
		12月	71~53	62~42						
89.29	天保6年未 (1835)	9月	86~70	76~58	110~30	68~46			【京】「高直之儀者当新花不作仕、諸国共存念之外荷数不足ニ付高直」	
		12月	78~62	68~46						
148.50	天保7年申 (1836)	9月	92~62	78~54	125~98*4	50~45				
		12月	86~58	72~48						
157.50	天保8年酉 (1837)	9月	85~64	70~46	105~50*4	50位			【京】「越年千三百駄」	
		12月	66~58	60~40						
131.90	天保9年戌 (1838)	9月	74~56	62~38	100~60	45~35				
		12月	68~52	60~36						
95.64	天保10年亥 (1839)	9月	96~70	78~50	80~45					
		12月	--	--						
81.60	天保11年子 (1840)	10月	98~88	72~52	150~90	60~50			【京】「高直之儀ハ当新花不作仕、諸国とも存知之外荷数不足ニ而高直ニ御座候」	
		12月	100~84	78~58					【京】「高直之儀ハ元来登り荷物不足之處、追々売捌、当時代呂物逼迫ニ付高直」	
80.92	天保12年丑 (1841)	9月	110~80	92~60	200~140	75位			【京】「高直之儀者当新花不作仕、諸国共存知之外荷数不足ニ而高直ニ御座候」	
		12月	110~78	96~60					【谷地】「紅花之儀ハ春立後れ候間、出不足」	

典拠)「大御奥御用 紅花売直段書上帳」「紅花直段書上」「紅花売直段書」(京都府立総合資料館蔵最上屋喜八家文書)、「大町念仏講帳」(『河北町誌編纂史料』所収)。
 補注) *1 【京都小売米価】は三井文庫編『近世後期における主要物価の動態(増補改訂)』(東京大学出版会、1989年)による。春としてあるもののみ春相場、ほかは全て秋相場である。
 *2 谷地地相場は「大町念仏講帳」を中心に表示し、また適宜「念仏契約講年代鑑」「東町念仏講中 年々諸相庭覚帳」により補った。なお、同相場は標準的な動向を記したもので、個々の売買においては同相場をさらに高下する場合がみられる。
 *3 関係記事の【京】は典拠の最上屋文書および『京都町触集成』に、【谷地】は補注*2の史料による。
 *4 天保7年・8年の谷地の生花相場が念仏講帳類では不明なので、各年の堀米家の生花売却値段を参考までに補足した(天保5年午「日記帳」、堀米四郎兵衛家文書)。

図2 化政～天保期における紅花相場・米価の変動

*各地干花平均は羽州村山郡各地の地相場、他は各産地紅花の京都での仕切相場、のそれぞれ上中下平均値である。

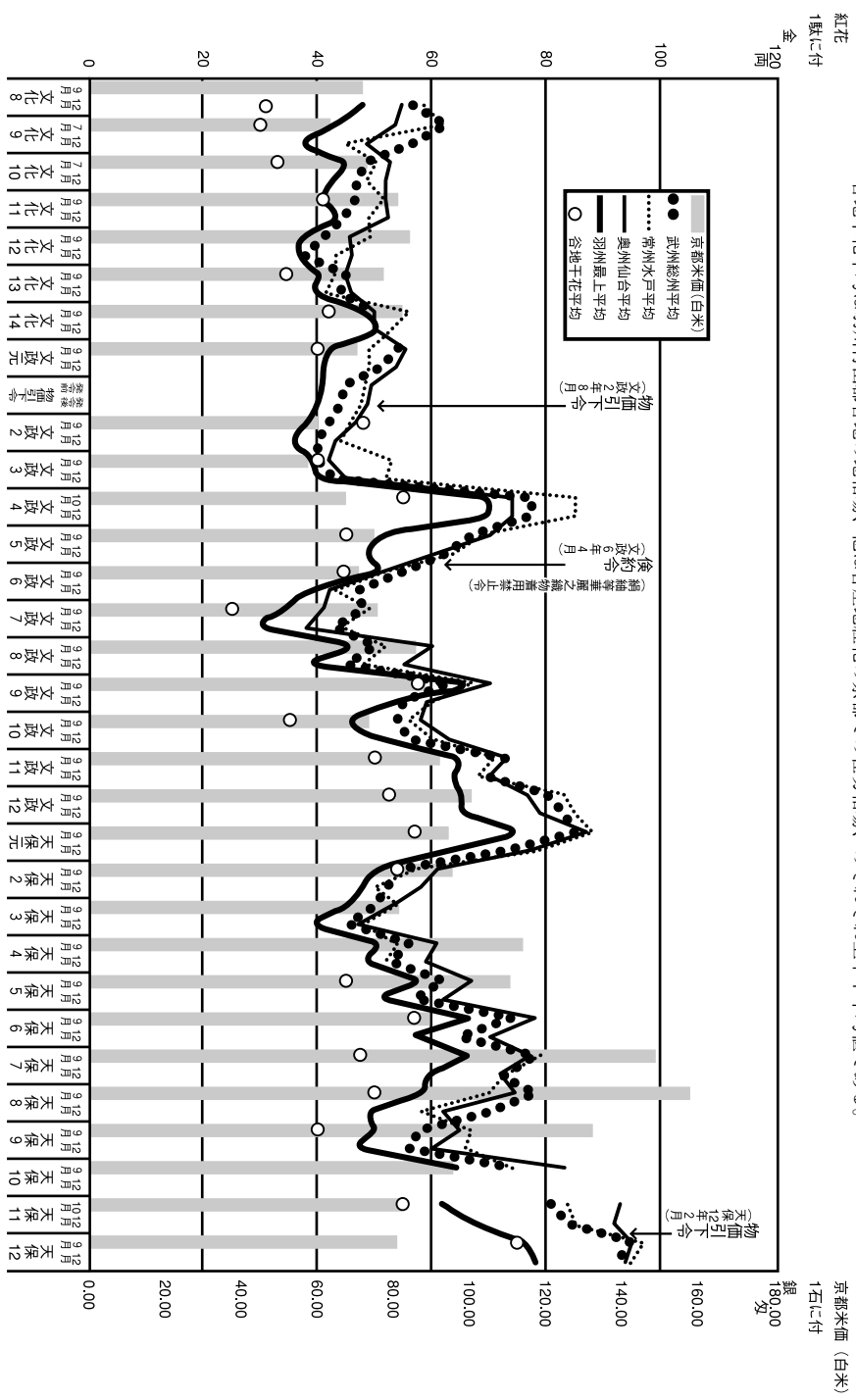


表17 文政6年(1823) 堀米四郎兵衛家の為替取組の実態—浅吉・才三郎・三吉・久之助に対する場合—

番 号	荷印銘柄	荷 数	1張あたり 京着値	1張あたり 仕切値段	1張あたり 手取現金	原価	代金	純益	仕切作成期	為 替 取 組
1	袋×丸		両	両	両	両	両	両		浅吉
2-1	弉国一仕入	18×4	53.0	40.0	39.6	59.625	44.55	-15.075	1823年11月	
2-2	弉国一仕入	18×2	53.0	40.0	39.6	29.81	22.275	-7.535	1823年11月	才三郎
3	弉トヒ	16×1	53.0	40.0	39.6	13.25	9.9	-3.35	1823年11月	
4-1	弉トヒ	17×2	52.0	39.0	38.61	27.625	20.512	-7.113	1823年11月	三吉
4-2	弉トヒ	17×1	52.0	39.0	38.61	13.813	10.256	-3.557	1823年11月	
4-3	弉雨吉	9×1	52.0	39.0	38.61	7.313	5.430	-1.883	1823年11月	久之助
5-1	弉飛雨	9	52.0	31.0	30.69	4.316	4.316	-2.997	1823年11月	
5-2	弉飛雨	16×2	52.0	41.0	40.59	20.5	20.295	-0.205	1823年12月	
5-3	弉春印	14×1	52.0	41.0	40.59	11.375	8.879	-2.496	1823年12月	
		2	52.0	35.0	34.65	1.625	1.083	-0.542	1823年12月	
合計 I	自分荷として出荷した場合		192.249	147.496	-44.753	利益率—23.279%				
合計 II	為替取組の結果		118.592	9.78	利益率8.247%					

典拠) 堀米四郎兵衛家文書 文政5年「萬指引帳」・文政5年「上方仕切差引帳」。

凡例) 少数点以下は10進法である。

補注) *1 仕切値段・手取現金・原価・代金・純益・利益率の意味や計算法は文政5年の表15と同様である。

*2 利益率=利子益÷貸付元金×100

表18 文政7年(1824) 堀米四郎兵衛家の為替取組の実態—長講村東屋庄六に対する場合—

番号	荷印銘柄	荷数	1駄あたり 京着値	1駄あたり 仕切値段	1駄あたり 手取現金	原価	代金	純益	仕切作成期	為替取組 相手名 貸付元金 利子益
1	弍紅梅	袋×丸 17×4	34.0	34.0	33.66	36.125	35.764	面 -0.361	1824年12月	東屋 庄六 279.0
2	弍雨吉	18×4	33.0	32.0	31.68	37.125	35.64	-1.485	1824年12月	
3	弍玉紅	16×4	35.0	34.5	34.155	35.0	34.155	-0.845	1825年1月	
4	弍極上	17×4	34.0	31.0	30.69	36.125	32.608	-3.517	1825年1月	22,288*2
5-1	弍大紅	17×1	30.0	33.0	32.67	7.969	8.678	0.709	1825年1月	
5-2	弍大紅	18×1	30.0	33.0	32.67	8.438	9.188	0.75	1825年1月	
6	弍仕入	18×8	36.0	37.0	36.63	81.0	82.418	1.418	1825年1月	利益率-0.593%
7	弍仕入	18×8	36.0	37.0	36.63	81.0	82.418	1.418	1825年1月	
合計I	自分荷として出荷した場合		322.782	320.869				-1.913		
合計II	為替取組の結果									279.0 22,288*2 利子益率7.99%

典拠) 堀米四郎兵衛家文書 文政5年「萬指引帳」・文政8年「仕切引」。凡例) 少敷点以下は10進法である。

補注) *1 仕切値段・手取現金・原価・代金・純益・利益率の意味や計算法は文政5年の表15と同様である。

*2 東屋庄六に対する為替取組は山形城下町商人平佐藤利兵衛家と貸付元金を均等出資したため、回収した元利金も両者で折半した。したがって、堀米家単独の貸付元金は139.5両、利子益は11,148両(利子益率7.99%)であった。なお、この為替取組の全荷は弍印で出荷された。

*3 長講村東屋庄六は文政11年(1828)には堀米家から紅花を「質貸付」(70両、引当紅花49貫500目)を受け持っている(表8.1および表9参照)。堀米家の金融下にあった者で、紅花取引・酒造を営んでいたが、天保4年(1833)には年貢米進・借金返済に詰まり酒造株を他へ譲渡するなど経営が悪化していたことが確認できる(『東根市史編纂資料』第20号その他)。

に切り替えて京都へ出荷して売却し、越前屋への売代金Ⅱ引貸付元利金の回収をおこなった。

当時、京都相場および谷地地相場（生花・干花）は激しく変動していたが、堀米家は上方紅花屋から逐次相場情報（および儉約令など市況情報）を得て中央相場（仕切値を規定）と地相場（集荷費など京着を規定）の間の価格差を予測して出荷形態を選択していたのである。表17・表18の文政六・七年の利益実態からあきらかなように、「為替取組」は堀米家にとって紅花販売利益率の低下が予測される年に市場変動のリスクを周辺農民・商人に転嫁し自己は確実に利子益を得る出荷形態として位置づけられる³¹⁾。

堀米家は一方で、自分荷の出荷形態も幕末期まで随時採用しており、安政三年（一八五六）には自分荷で利益率二五・三%を得たことが確認できる。このように、同家は中央相場変動と地相場変動をふまえて紅花の出荷形態を巧みに選択し安定して利益をあげる流通編成を志向したといえる。出荷形態の選択の目安は、おそらく「為替取組」の形態で出荷した場合の利子益率（平均月一・二五%×五ヶ月Ⅱ六・二五Ⅰ八・七五%）を上回る販売差益を自分荷の形態で出荷した際に得られるかどうか、に置かれたと考えられる。

論点h 堀米家は荷主的機能を幕末期まで保持し、「為替取組」を併用しつつ全国紅花市場変動に対応し、安定した利益率を確保する紅花

取引Ⅱ流通編成を展開した。

堀米家の生花手作の生産量は天保七Ⅰ八年（一八三六Ⅰ三七）で少なくとも八Ⅰ一五貫目であることが確認できる。同家は生産した生花を必ず干花加工したとは限らず、例えば天保七Ⅰ八年の場合は沢畑の宇野与蔵や前小路村庄吉・「吉田衆」・内楯大場三吉（小作支配人・口入人Ⅱ干花集荷人・上京支配人）らに手作生花を売っている（天保五年「日記帳」）。これは両年の谷地地相場における生花相場が高騰していた一方、干花相場は並の水準であったため（表16）、干花加工をせず生花で売却して利益を得ることを選択した結果であった。このように、堀米家は生花相場をふまえて適宜手作生花の地払いをおこなうなど自己の生産紅花の処分法も相場変動をふまえて選択していたといえる。慶応二年（一八六六）の同家の生産量は生花五貫三〇〇匁（松橋村紅花生産者三二名中の八位）・干花四二四匁（同一一位）であり、³²⁾天保期と比較してその規模を縮小するが幕末まで生花手作・干花加工を継続しており、紅花生産者農民としての性格を喪失してはいないことが指摘できる。

〈小括Ⅰ〉羽州村山郡の紅花生産・市場・金融的条件の地域的特質

— 化政Ⅰ天保期段階 —

このような堀米家の地主経営・金融活動・紅花流通編成を特徴づけ

た諸条件について考察したい。

(1) 産地間競争の激化Ⅱ全国的市場関係の変化による最上紅花の地

位低下

最上紅花種の流出により一八世紀後半以降各地で紅花栽培が活発化し、一九世紀初頭には産地間競争が激化した。例えば、武州上尾・桶川では天明・寛政期に江戸商人により最上紅花種が持ち込まれ栽培が開始された⁽³⁴⁾。新興産地の形成を防止するために、羽州村山郡の側は文政三年(一八二〇)以降の村山郡中議定で最上紅花種の他出差留の規制を盛り込み対応をはかったがあまり効果はなかった。全国シエアの半分を占める最上紅花は大量生産のため栽培管理に難があり品質不良のため新興産地の良質紅花との競争では不利となり、その京都相場は低位化していった。図2から、一九世紀には他産地紅花と比較して最上紅花の京都相場は一貫して最下位を變動していることが判明する。このため、高収益であった最上紅花販売利益率が全体として低下したという状況があった。

(2) いわゆる「幕藩制的市場関係の規定性」の再検討

結論的には、一九世紀京都紅花相場変動は各紅花産地の豊凶など商品需給関係の諸条件に根源的には規定されていたと把握できる。

明和二年(一七六五)に京都紅花問屋制度は廃止されており、良質な御用紅花の先買権を有する御本丸御奥御用紅花撰方仲間(御広敷御

用撰方仲間)を通じた京都町奉行の紅花売値段の調査―規制⁽³⁵⁾が京都紅花相場に対する幕藩権力の価格規制の実体であった。この京都町奉行による物価引下げ令(文政二年)や儉約令(文政六年)による京都紅花相場の低下はみられるが一時的な効果にとどまっていることが判明する。また、京都紅花相場は米価とは連動せずに変動しており、米価を基軸としたいわゆる幕藩制的物価体系からも逸脱した動きをみせていることもあきらかである(以上、表16・図2)。これらから、一九世紀京都紅花市場においては、幕府物価規制の効果は一定程度検証できるが一時的なものにすぎず、過大に評価することはできない。

化政(天保期(天保改革期を含めて)の動向を長期的大局的に検討すると、紅花相場変動は根源的には各産地紅花の豊凶や品質の善悪に規定されて起きている。これは、御本丸御奥御用紅花撰方仲間の年行事が京都町奉行へ売値段の書上げをする際に報告した相場変化の要因に関する認識から指摘できる(表16関係記事欄の【京】参照⁽³⁶⁾)。また、京都紅花屋と各産地荷主のネットワークによりもたらされる産地情報が投機的な売買とあいまって刻々と相場変動をもたらした⁽³⁷⁾。さらに、化政期以降、各紅花産地の商人が相互に他の産地の干花買付けに参入し、中央―地方相場間の差益を全国的に追求する動向が展開したことが確認できる⁽³⁸⁾。その結果、中央相場と連関して地方相場(生花・干花)変動も増加したといえる。

論点 i 化政期以降の紅花市場変動は、紅花生産の全国的な展開¹¹ 分業関係の変化・産地間競争の激化による幕藩制的市場関係の一定の変質の反映として把握できる。この紅花市場変動に対応できるかどうか¹²が村山郡荷主の経営課題であり、堀米家経営における「為替取組」・紅花引質貸付は市場変動のリスクへの対応形態として意義づけられる。¹³

(3) 紅花生産地帯としての金融市場の特徴

生産物・商品としての紅花の特性（地力の維持、花摘・干花加工の短期集中など賃労働を含む集約労働・栽培管理の難度が高いことからくる高原価と、奢侈品としての高価格販売）および上方への遠隔地紅花取引の特性（即金払いではなく三〜六ヶ月後に仕切決済）により紅花荷主・生産者の回転資金需要が大規模に発生し、また郡中必需消費物資の確保のための「のこぎり商い」の回転資金需要（京都で売った紅花代金により上方市場・酒田市場で帰り荷を購入し村山郡内で販売して代金を回収するまでの繋ぎ資金の需要）が大規模に発生するという金融的条件が存在した。

(4) 非領国地帯としての金融市場の特徴

羽州村山郡の入組錯綜した諸藩領における化政期前後からの先納金・御用金賦課の頻発により発生した大規模な金融需要（表8中の貸付理由の書込み参照）や、先述した仙台藩の領内通用両替所預り手形発行（天保八年）などによる仙台藩領内の正貨不足から発生した資金

需要、といった非領国地帯および隣国の藩領の領主的契機にもとづく資金需要が大規模に発生した（村山郡で幕領を中心に大規模豪農が成長した一背景となる）。

論点 j 村山郡豪農商が参画しうる地域金融市場が高度に発達したという特徴が指摘できる。

〈小括Ⅱ〉大規模豪農経営における地域編成の構造

― 化政〜天保期 ―

(1) 主要な蓄積様式の特徴

堀米家の場合、文政初年までに整備した小作管理機構を基盤に、口入人―蔵預かり人の広域的な金融ネットワークと紅花集荷機構を構築（堀米家の金融下の中小豪農・中上層を編成）し、これらが堀米家経営を支える機構・基盤となった。

堀米家経営の主要な蓄積様式として、①地主経営地域・近隣山内地域を対象とした作徳米販売（表7参照。その基盤としての地主小作関係による立附米取得）、②【最上川向村々】〔寒河江川南村々〕を中心に村山郡のほぼ全域におよぶ大規模な金融活動（表8・表10参照）、③天保一二年（一八四一）から大規模に開始した仙台表貸付（表11・表12参照）、④紅花市場相場変動のリスクをふまえた紅花取引¹⁴流通編成（「為替取組」を含めた出荷形態の選択的实施。表13・表15・表

17・表18参照)・紅花引質貸付(表9参照)、が指摘できる。

論点k 化政期以降の村山郡中の生産・市場・金融的条件の地域的特質に対応した蓄積様式として評価でき、これが寛政末〜天保期における堀米家の急速な大規模豪農化の背景となった。これらの蓄積を源泉に名主就任後の天保期に居村の土地集積を一挙に実現した(後述)。堀米家の経営は、いわゆる天保期豪農経営危機に対する一つの乗り切り方を示す経営形態として注目できる。

(2) 堀米家経営における地域編成の構造

文政〜天保期の堀米家の地域編成の構造を図3に表示した。主な点をまとめれば、以下のようになる。

a 地域区分により質の異なる金融活動を展開した。【最上川向村々】
【寒河江川南村々】など遠隔地が利貸資本投下の中心であり主に商業経営への貸付に比重を置いたのに対して、近隣村・居村では質地貸付に比重を置き、また一方で恩恵的貸付を実施した。

b 紅花市場変動のリスクを転嫁する「為替取組」・紅花引質貸付は【最上川向村々】【寒河江川南村々】・仙台村田などの遠隔地の豪農商や中上層農に比重を置いて実施した(矛盾の外部移出化)。

c 地主経営地域への米穀販売(飯米・原料米供給)と、居村/近隣村々/郡中の各レベルに対する施米・米安売を手厚く実施し(後述)、また他村小作人に対しては独自の社会設置による救済をおこなった。

d 谷地郷村々の檀那寺定林寺(北口村)の財政再建、沢畑の金谷庵きんごくあんにおける千願経の実施、松橋村上組の伊勢講への寄付田、新山権現の朱印状の譲受け・分家の神主職就任、など宗教的文化的な諸実践・行為を展開した。

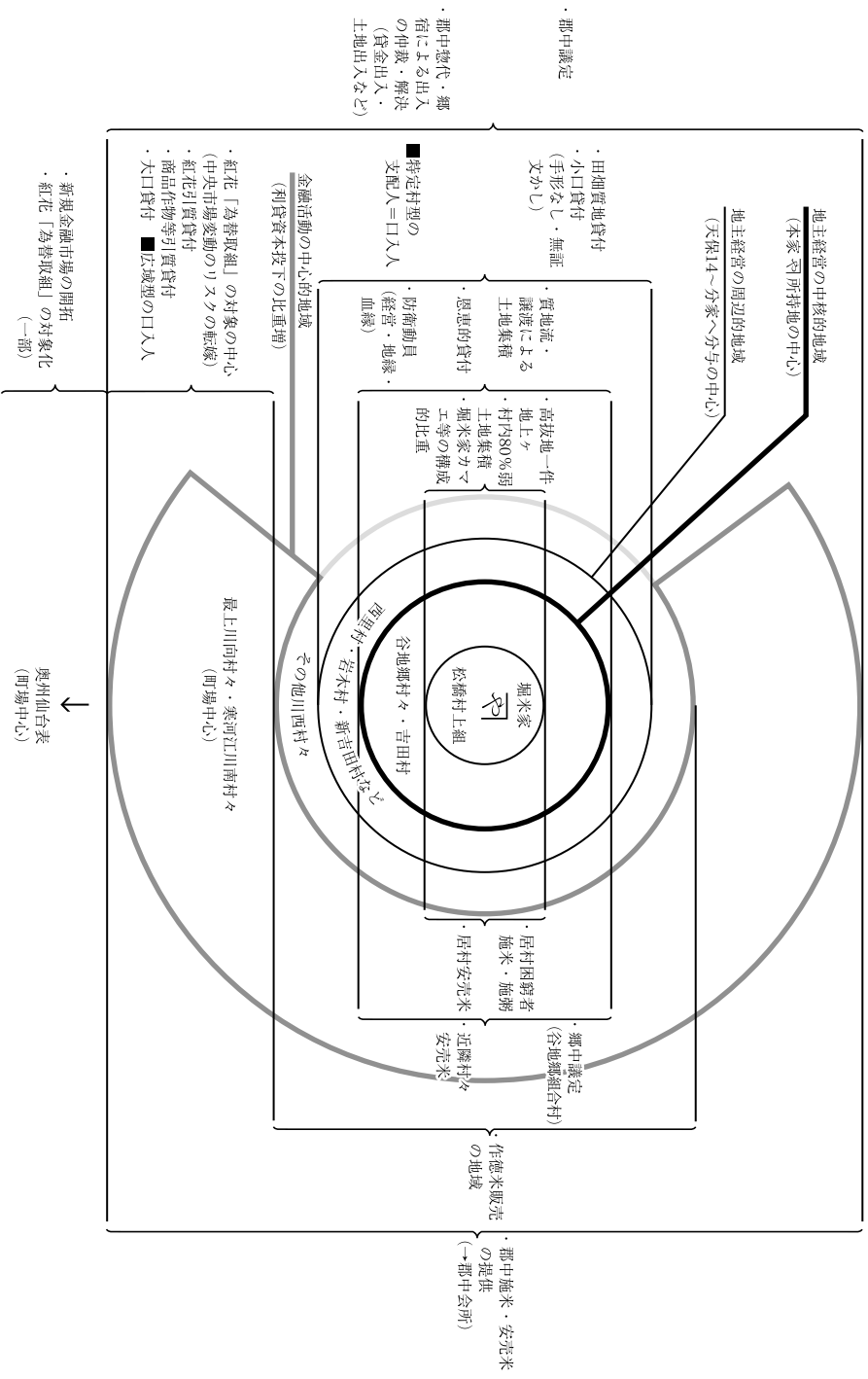
論点1 総じて利貸経営を中心とした遠隔地からの堅実な収益を基盤に、地主経営を中軸とした居村・近隣村々の安定的再生産をはかる堀米家の地域編成の構造が把握できる。a・c・dなどにより居村民および小作人を中核とした地主経営地域の民衆から一定の「同意と支持」の取り付けをはかる経営の展開が確認できる。

(3) 地域社会における大規模豪農の経済的ヘゲモニーの実態

郡中の豪農商の金融的連携の一点にたつ堀米家の位置について二、三の論点を提示し、金融活動における豪農層の階層性・関係構造と豪農層内部の分化ないし分解の背景について考察したい。

まず、大規模豪農と中規模豪農とはそれぞれの貸付規模に圧倒的な差が存在することである。天保一四年(一八四三)の堀米四郎兵衛家「二二四五俵」の貸付総額約一六〇〇〇両(村山郡貸付+仙台表貸付)に対して、研究史上著名な山口村伊藤儀左衛門家「一一〇八俵」の貸付総額は約一四〇〇両(天保一一年)であり、しかも伊藤家は貸付金の一定部分を借金により調達する資金回転をおこなっていた実態が判明する(例えば文久元年の借入金は七一五両³⁾)。

図3 文政～天保期の堀米四郎兵衛家経営における地域編成の構造



つぎに、大規模豪農の中小豪農への貸付の意義について検討したい。西里村百姓^⑤本木林兵衛家「一〇三三俵」の嘉永六年（一八五三）の店卸勘定を表19に示した^④。本木家がそれぞれ九〇〇両前後の規模に及ぶ貸付活動（近隣百姓を対象）と土地金融（田畑質地貸）を二本柱に、京都紅花屋や姫路城下町古手商人と取引関係をもった「のこぎり商い」をおこなう経営を展開していたことがわかる。請取差引から判明するように全体として健全な資産構成であるが有金が少なく、請取・預りに計上された借金で資金繰りを補填していたといえる。本木家経営に對する堀米家の貸付は一五〇両に及んだ。これは本木家の請取・預り合計三五〇両のうちの四二・八%を占めている。しかも京都・姫路商人からの預りが商業取引上の差引残金であることをも考慮すると、堀米家からの貸金は本木家経営を支える生きた回轉資金として不可欠な位置にあったことが判明する。

つぎに、新吉田村名主鹿野武左衛門家「二〇〇俵」に對する堀米家の貸付の意義について検討したい。研究史において紅花生産地帯の村方地主の典型として考察されてきた鹿野家は、居村を中心とする地主小作関係・年貢差引関係を基軸として紅花集荷や日雇編成を実施し、一村の紅花市場を支配し干花加工を独占する経営をおこなっていた^⑤。堀米家文書により検討すると、鹿野家は堀米家から文政一年（一八二八）に二〇両、文政一二年に三〇両の貸付を受けるなど経営の回轉

表19 嘉永6年（1853）西里村要害組本木林兵衛（仁平次）家の店卸勘定

【有物・渡方】		【請取・預り】	
貸金方（17口）	両.分朱 713.20	沢畑 堀米四郎兵衛	150.00 (42.8%)
同附込	100.02	羽入 与七	20.00 (5.7%)
当座帳貸	107.30	姫路 奈良屋権兵衛*1	72.00 (20.6%)
小計	921.12 (41.0%)	姫路 表屋庄左衛門*1	46.00 (13.1%)
田地质地貸（59口）	889.20 (39.6%)	長願寺為替金預り	50.00 (14.3%)
質方	55.00 (2.5%)	京都 美濃屋忠右衛門*2	12.00 (3.4%)
品物仕切メ	122.30		
残品物見込	59.32		
店売品見込	57.00		
他商人へ預荷	30.00		
他商人へ前貸金	80.00		
小計	349.22 (15.6%)		
有金	30.00 (1.3%)		
惣メ	(A) 2245.20 (100.0%)	(B) 350.00 (100.0%)	
請取差引 (A)-(B)		1895.20	

典拠) 嘉永6年「店おろし帳 本木林兵衛 仁平次 要蔵」(河北町立中央図書館藻鯨亭文庫蔵)。

補注) *1 古手商人。*2 紅花商人。

資金を継続して補填されている（表8―3参照）。また天保一四年には鹿野家から堀米家へ土地を譲渡（年貢金六五両余に差し詰まり屋敷田畑を堀米家へ売却、一部を鹿野家が小作）し、経営の再編をはかっている。これらの継起的な動向から、鹿野家はいわば堀米家経営の傘下としての位置にあったことが判明する。

また、居村・隣村における地主小作関係・同族関係・商品販売貸借差引関係を基軸に紅花集荷をおこない、「のこぎり商い」を実施した中規模豪農の田井村名主今田弥兵衛家（文政二年立附米高五八五俵余〔同中大俵換算〕）も次第に堀米家の経営傘下に入っていた存在であった（堀米家の今田家への貸付については表8―2参照）。

以上から、居村を中心とした部分社会の編成・統合の主体である村方地主・中小豪農の経営が大規模豪農堀米家の経営により支えられており、大規模豪農が統合するより広域的な地域社会のなかの部分社会として中小の豪農Ⅱ村役人が統合する小地域が編成されているという構造を把握することができる。また、堀米家は「のこぎり商い」を実施する中小豪農商・在方商人層の経営に金融活動の基盤を置き（表8参照）、郡中の商業金融の展開に影響力を行使しうる地位・役割をもっていた。先の本木家の事例から指摘できるように、堀米家の貸金は経営の回転資金として重要な位置にあり、その貸金引き上げは当該経営の資金繰りを当面悪化させる可能性をもった。その意味でも、堀米

家はこれらの経営に対する経済的なヘゲモニーを有していた。

以上あきらかにしてきた諸点より、堀米家はいわば郡中の地域経営を「総轄」する一存在として位置づけられる。

つぎに、堀米家経営における、紅花市場相場変動に対応する流通編成という特徴について、他の豪農商との比較によりその意義を検討したい。

まず、生花手作・干花集荷・加工をして専ら自分荷として出荷する従来型の豪農経営は、化政期以降の紅花市場相場変動に対応しきれず分解ないし停滞し、紅花商業取引から手を引くか縮小する動向が展開したことが、化政期以降紅花取引を縮小した大石田四日町二藤部兵右衛門家〔五六五俵〕や天保期以降紅花取引を放棄した山口村伊藤儀左衛門家〔一一〇八俵〕などの事例から指摘できる。一方、紅花市場相場変動をふまえた「為替取組」・大規模な紅花引質貸付（請戻しを原則）の実施は一定以上の資金力と広域的金融ネットワークを構築していることが不可欠の基盤である。堀米家と同様な「為替取組」を実施している階層は、山形城下町巨大商人佐藤利兵衛家や紅花出荷講を組んでいる岡村（本家）柏倉九左衛門〔二四〇八俵〕―長崎村（分家）柏倉文蔵家〔一二二五俵〕など、大規模豪農（連携する一部の中規模豪農）・城下町巨大商人に多くみられる。紅花市場相場変動のリスクに対する経営管理の質的な差異が巨大城下町商人・大規模豪農と中小

豪農一般との間ではみられるのであり、当該期における特定の豪農のさらなる成長（Ⅱ大規模豪農化）と一般の中小豪農の停滞化、すなわち豪農層内部の分化ないし分解の市場的条件および経営的な要因が把握できる。

最後に、郡中の政治的ヘゲモニー諸主体（郡中惣代・大庄屋・代官役所役人・郷宿など）に対する堀米家の貸付を考察する。

表8から、化政Ⅰ天保期における堀米家の郡中惣代・大庄屋・代官役所役人・郷宿などに対する貸付の実態が判明する。ここでは、その到達点である安政元年（一八五四）時点での累積貸付元利残高を調査・整理した同年「貸金取調帳」をもとに実態を把握しよう。

郡中惣代（天保期・寒河江附）兼小泉村名主渡辺忠左衛門に対しては、文政期以降安政元年までの累積貸付元利残は一八九両余である。

寒河江郷宿の楯西村市郎兵衛へは安政元年までの累積貸付元利残三七両余（無証文貸を含む）、寒河江郡中最寄衆（最寄惣代衆）へは同じく一〇三両、寒河江役所の大矢周助など四名へは合計で同じく一五八両余（郷宿市郎兵衛が口入）、柴橋会所詰（天保期）吉川村笹島長左衛門「六五八俵」に対しては同じく一七二八両、であることが確認できる。その他新庄藩北口大庄屋細矢義七郎、天童藩大庄屋坂口太兵衛、奥州白河藩飛地領大庄屋土屋庄兵衛など多くの私領大庄屋へ文政Ⅰ安政期に貸付を展開している（表8も参照。彼らの多くは各時期の村山郡中

議定の署名者でもある）。

このように、堀米四郎兵衛家は郡中の経済的ヘゲモニー主体として自己を確立したとともに、郡中の政治的ヘゲモニー諸主体を金融的に蚕食していたことが指摘できる。経済的ヘゲモニーを掌握した大規模豪農堀米家が、いかに政治的ヘゲモニーに影響力を行使し、その他の社会的な装置をも駆使しながら地域社会の編成・統合をはかったかは、後述するところである。（未完）

注

* 本稿の図表番号・注番号は前号からの通し番号で付している。

(23) 『安楽寺由緒並寺譜』によれば、齊藤家系譜は初代吉兵衛（延享四年

没）—二代吉兵衛（天明四年没）—三代吉兵衛（文化八年没）—四代吉

兵衛（文久二年没）—五代小三郎（明治一六年没）—六代吉兵衛（明治

四〇年没）とされる。齊藤家は、堀米四郎兵衛家（現紅花資料館）の北

隣四軒目に現存している（於河北町谷地下沢畑 齊藤比呂志家 二〇〇

〇年一二月調査）。

(24) 渡辺一氏からの聞き取りによれば、堀米四郎兵衛（初代ないし二代頃）

の娘が仁平治家に嫁したことが渡辺家では伝承されている。また、仁平

治は吉田村の年貢を集める郷藏方升取を務めたことも伝承されており、

郷藏方升取の職務は同家が堀米家小作支配人として郷藏納付方式で小作

付表A 文政10年（1827）吉田村年貢割付高における階層構成表

－堀米四郎兵衛家の吉田村所持地の小作人・又小作人の年貢割付高階層構成－

年貢割 付高	年貢割付負担者		堀米家小作人		／斗・又小作		備 考
	村内	村外	村内	村外	／村内	／村外	
俵	人	人	人	人	人	人	
90～		1					柴田弥之助（大町村）92俵3379
80～		1					堀米四郎兵衛（松橋村）80俵1313
70～	1*	1**					*勤兵衛 **庄蔵（北口村）
60～	1*	1**					*喜平治 **又八（岩木村）
50～							
40～							
30～	3	1					
20～	6*★	9	2★				*渡辺今内（庄屋）★仁平治22俵2532
18～	8*	3	2				*渡辺門七（のち庄屋）
16～	6	2	3				
14～	5★	1	2★				★久之助14俵1405
12～	9		1				
10～	5★	6	1★		2		★才三郎11俵1098
8～	10	7			2		
6～	9	9	2				
4～	3	9					
2～	5	14	1				
0～	28	19	4	1	1	1	
無高	—			6	3	4	
合計	99	84	18	7	8	5	

典拠）文政10年12月「亥御物成帳」（河北町吉田 渡辺一氏所蔵渡辺仁平治家文書）。

補注）*1 斗・又小作の欄は、帳面で堀米家年貢高納入につき「A分 B斗」などの記載で書かれ、堀米家の小作人名義としてはAだが実際にはBが吉田村郷蔵に納めたとする記載のうちのBの人数を示す。したがって、史料の性格からBは又小作人である可能性が高いとともに、又小作関係以外の諸差引関係による代納人をも含むと考えられる。この点留意されたい。

*2 帳面の記載から吉田村内の者かどうか不明な者については、他の史料や聞き取りから吉田本村および改・舟渡・笹川の枝郷を住居としていることが判明した者については村内に、それ以外の者については村外に便宜的に分類して集計した。したがって、誤差を含んでいると考える。

*3 無高の者は「物成帳」の性格から帳面にあらわれにくい。したがって、吉田村内の者で無高の者の人数欄は—（不明）とした。

*4 本表から、①吉田村庄屋は18～20俵層にとどまっていること、②それに比して柴田家・堀米家を頂点に、他村地主による土地集積が進んでいること、③堀米家の吉田村内小作人18名のうち61%にあたる11名は10俵以上層であり、吉田村の階層構成と比較すると中堅の自小作層が多いこと、などが指摘できる。

*5 ★印を付した者は堀米家の小作支配人・口入人である。上記*4の③の傾向と同様にいずれも中堅の自小作層であり、自らも堀米家と地主小作関係にある者である。

料徴収をする際に好都合であったと推察される〔於河北町吉田 渡辺一家 二〇〇〇年一月・二月調査〕。

渡辺仁平治家文書（渡辺一氏所蔵）には、文政一二年（一八二九）に仁平治が新町村榎藤助・大榎村高橋弥之助とともに新庄藩領の最上郡萩野原荒地開発に参画していることを示す文書や、文政七〜一三年に同家が吉田村および隣接の新吉田村の百姓に米金を貸し付けた証書類が残されており、当時同家が一定の資金蓄積を果していたことが窺われる。

吉田村の所持石高別階層構成は史料的制約から現時点ではデータを得られないことから、吉田村田畑所持者が領主新庄藩より割付けられた年貢の納入帳簿である同村の文政一〇年（一八二七）「亥御物成帳」（同文書が渡辺家にあるのは、当時仁平治が吉田村郷藏方升取を務めていたことによると推察される）をもとに年貢割付高からみた階層構成表を付表Aに作成した。同村の階層構造や堀米家の小作人、小作支配人・口入人の位置などについて考察したい。

付表Aの補注*1〜5に記載した特徴が指摘できる。とくに（a）村外者による吉田村耕地の取得が進展しており、不在地主Ⅱ柴田家・堀米家を頂点とする階層構成が形成されていること、（b）堀米家の小作人は相対的に中堅自作層が多く、同家の地主経営の階層的基盤となっていたこと、③渡辺仁平治（浅吉）・久之助・奥山才三郎ら堀米家小作支配人・口入人の階層も中堅自作層であったこと、があらわとなる。

(25) 奥山健一氏（本家才三郎家）・奥山恒敏氏（分家弁助家）・奥山博氏（分家才吉家）・奥山昭太郎氏（分家伊三郎家）からの聞き取りによれば、奥山家初代〜三代才三郎は口入れ屋で儲けたと伝承されており、同家が堀米家の口入人として位置づいていた史実と符合する。「奥山一家覚系図」によれば、初代才三郎（文政九年没）―二代才三郎（安政四年没）―三代才三郎（明治九年没）とされる〔於河北町吉田 清龍寺二〇〇〇年一月調査〕。

(26) 大場家からの聞き取りによる〔於河北町谷地 三吉麴屋大場正弘家二〇〇〇年六月調査〕。

(27) 大町村柴田弥之助家については、今田信一『河北町誌編纂資料編 第二十輯 最上紅花史放談十話』（河北町誌編纂委員会、一九五六年、六一頁）、『河北町の歴史』上巻（河北町、一九六二年、四八〇〜四八二頁、四九五頁）、今田信一『最上紅花史の研究』（井場書店、一九七二年、二五八〜二六〇頁）。

(28) 岩田浩太郎「堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向―『萬指引帳』の基礎的考察―」（『西村山地域史研究会十五周年記念論集 西村山の歴史と文化Ⅲ』西村山地域史研究会、一九九六年）。

(29) 岩田浩太郎「商品流通と『着値』―遠隔地間取引における荷主の価格計算・損益管理―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』掲載予定）。

(30) 岩田前掲注（29）論文に文政六年の堀米家の出荷紅花の販売利益の全

体的実態（「為替取組」荷ばかりでなく自分荷を含めたこの年の出荷紅花全体の利益結果）を示している。結論を述べれば、純益はマイナス七・一兩弱、利益率はマイナス一六%弱、であった（販売が越年して翌文政七年に仕切作成となった紅花荷を含む）。大損の結果であるが、この年の谷地郷紅花商人衆の一般的な利益率の試算（マイナス三七・四%）と比較するならば堀米家の損失は半分以下にとどまったことが判明する（前掲注（29）論文）。これは、本文に述べたように出荷紅花の約四分の一を「為替取組」の形態で出荷したために、この分については京都相場低落の影響を被らなくて済んだ結果であった。

(31) 中央―地方の相場の差益が充分に見込める年は自分荷の出荷を中心に、差益が見込めない時、あるいは予測不明な年は「為替取組」を多用するという原則が貫かれているといえる。

一般論としては、堀米家に返済すべき貸付元利金額を上回る額の京都での紅花代金が得られれば周辺農民・商人も利益を得られる。本文で記した文政一〇年・一二年の例から、支配人Ⅱ集荷人の経営保全や紅花引質貸付金回収の目的のために市場相場の条件が比較的良好時に「為替取組」が組まれるパターンも確認できるといえる。

堀米家が「為替取組」の相手とした者は、同家に対して①管轄小作地の未納立附米の弁済が残っている者（文政六年吉田村浅吉〔渡辺仁平治家Ⅱ小作支配人〕表14参照）、②未返済の借金が残っている者（文政六年吉田村

久之助・同村浅吉〔渡辺仁平治家〕・松橋村③三吉／文政一二年山形城下旅籠町越前屋佐治吉左衛門表8参照）、③紅花引質貸付を受ける関係にある者（文政七年長瀬村東屋庄六／文政一二年山形城下旅籠町越前屋佐治吉左衛門表9参照）、が多い。これらの経済的な諸関係（複数の関係をもっている者を含む）を前提ないし梃子として、堀米家は相場変動のリスクを転嫁する「為替取組」を彼らに対して組むことができたといえる。このことは、堀米家の広域的な金融活動の展開や小作管理機構の形成が市場相場変動に対応する紅花流通編成の基盤となっていたことを示す。

また、上方紅花屋から年賀をはじめ頻繁に京都相場市況や諸国産地豊凶などに関する書簡を得るなど、彼らとのネットワークを恒常的に保持している堀米家の情報上の優位性が、周辺農民・商人に比して迅速に正確な全国紅花市場の情報を得る結果を生み、同家が「為替取組」の実施の主導権を掌握するもう一つの条件となっていたと考えられる。

堀米家は「為替取組」の形態で出荷した紅花荷についても、荷印やで自分荷と一緒に出荷（同一荷のなかに混在して梱包している場合もみられる）・販売し、代金の授受も自分荷同様に同家がおこなうため、上方紅花屋に対しては「為替取組」の荷物についても堀米家が荷主として立ち現れている。このため堀米家は京都紅花相場の変動に関わらず、出荷形態を適宜選択することにより、自己は損失を被らずに一定量以上の紅

花を出荷し続けることができ、その結果、上方紅花屋の信用も得て、先の情報を含む上方とのネットワークを恒常的に保持しえているのであった。この点に、「為替取組」導入の大きな意義が見いだせるといえる。

(32) 今田信一『最上紅花史の研究』(前掲注(27)、四四頁)。

(33) 例えば、奥州村田では宝暦・安永期頃から紅花栽培が盛んになった。

『村田町史』(宮城県村田町、一九七七年、三五―頁)。

(34) 『武州の紅花―上尾地方を中心として―』(埼玉県上尾市教育委員会、一九七八年、一一―一二頁)。

また、表16の天保四年の関係記事欄に掲載したように、同年より山城・大和・紀州の京都紅花相場を御本丸御奥御用紅花撰方仲間の年行事が京都町奉行へ書き上げるようになった。一八二〇―三〇年代に畿内近国で新興紅花産地が成長し京都紅花市場に一定の影響を及ぼすようになったことを反映する動向である。

(35) 京都府立総合資料館所蔵最上屋井山喜八家文書の文化八年「大御奥御用紅花売直段書上帳」が、御本丸御奥御用紅花撰方仲間を通じた京都町奉行の紅花売直段の調査―規制の実態をあきらかにする(表16の京都紅花売直段欄も同文書による)。

(36) 幕令を受けて文政二年(一八一九)七月に出された京都町触(『京都町触集成』第九卷、一三六六番文書、岩波書店、一九八五年、四四八頁)。

同年八月に京都町奉行に対して御本丸御奥御用紅花撰方仲間は請書を提

出し、翌九月に各産地紅花上中下につき「是迄直段」よりそれぞれ金二分―一両を引き下げた「引下ヶ直段」を書き上げ町奉行へ提出している。その効果は翌文政三年までは認められるものの、文政四年には諸国「新花甚違作」により紅花相場は暴騰し、引下げ令の実効性は破綻している(図2参照)。

(37) 文政六年(一八二三)四月に出された京都町触(『京都町触集成』第一〇卷、三四四番文書、九七頁)。これは遊女商売の年限延長許可および芸者・茶立女之類等の衣類・髪飾り等の華美禁止令である。同町触のなかで、遊女に似寄せた衣類・髪飾り等の華美禁止を触れた文化二年(一八〇五)の京都町触(『京都町触集成』第八卷、一一八四番文書、四〇六頁)、茶屋株許可および召仕女働下女等の絹袖等華麗之織物等着用禁止を触れた文化一〇年(一八一三)の京都町触(『京都町触集成』第九卷、六二九番文書、二二七頁)が引用され再令されている。この町触による西陣等における京染需要減少↓紅花消費減により京都紅花相場も下落したのである(前述の大坂紅花屋近江屋安治郎の堀米家宛書簡参照)。しかし、それも一時的な下落であり、文政八―九年には京都紅花相場は高騰するに至っている(表16・図2参照)。

(38) 前掲注(35)最上屋文書。その報告の一部は表16関係記事欄の【京】の記事に掲載した。

なお、表16に掲載しなかったが注目される記事を紹介すると、文政六

年一二月書上に「下直之義、諸国紅花入揃候処不出来之分多候間、此節迄段々下直仕候」の記載がある。ここでは文政六年京都紅花相場低落の要因を入荷した諸国紅花の品質不良に求める見解が示されており、先の大坂紅花屋近江屋安治郎書簡にある儉約令の影響説と異なる。この書上にもとづけば、文政六年相場急落の要因として領主規制のほかに品質問題を位置づけることができ、幕府物価規制を過大に評価できないとする本稿の主張をさらに裏付けるといえる。

(39) 例えば、『最上紅花史料Ⅱ 河北町誌編纂史料』（河北町、一九九五年）所収の京都紅花屋―在方荷主（谷地）間の往復書簡類にそうした認識が示されている。

(40) 例えば、天保期以降、武州玉川鈴木権六（紅問屋）は山形で紅花を買付け、江戸の紅花相場の動向を見ながら江戸売りか、山形で転売か、を選択する投機的な市場取引を全国的な規模でおこなっていた。また、この鈴木家文書によれば、新興産地である武州や常州水戸の紅花商人が諸国産地の紅花相場をにらみながら、年によっては羽州村山郡に入り込み紅花を「畑市買」するため「畑方強気」となり最上紅花の地相場が上昇したことや、これらの遠隔地商人は山形滞在中、購入した最上紅花を質入れして回転資金を繋ぐ資金繰りをしていたことが判明する。こうした他産地商人の参入・買付けは最上紅花の地相場を全国紅花相場変動と関連させつつ激しく乱高下させる要因となった（神奈川県川崎市ミ

ュージアム所蔵鈴木惣家文書）。

また、山形城下十日町の幸西屋伊兵衛は羽州村山郡長崎村の豪農柏倉文蔵宛の書簡で、山形周辺の干花は高値で手出しができないが上方の早場の紅花は値段が安く「利口」になるので買付資金を上方へ送金してほしいと述べている（明治大学刑事博物館所蔵柏倉文蔵家文書）。これは羽州村山郡の城下町商人（近江商人系）と豪農が連携し、諸国紅花相場をにらみながら上方産地の紅花買付けをおこなったことを示す事例である。羽州村山郡紅花商人も積極的に投機的な市場取引を全国的な規模で展開していたことを示す事例である。

(41) 化政―天保期の紅花市場における「幕藩制的市場関係の規定性」について検討したい。三都を中心とした特産物市場ないし奢侈品市場としての狭隘性は厳存したが、幕府物価規制の実効性の低下すなわち米価を基軸とした幕藩制的物価体系からの逸脱化、新興産地の形成⇨産地間競争を背景とした地方―中央の全国紅花相場の連動化と市場の投機化、といった事態が進展していた。世直し状況論において、中央都市に結び付き権力の支配に服さざるを得ない「幕藩制的市場関係のもつ特質」を典型的にもつ特産物市場の一つとして挙げられた紅花市場（佐々木潤之介『幕末社会論』塙書房、一九六九年、二四六頁、二六四頁）においても、上述のような変質が認められることを強調したい。

(42) 豪農論において、「都市市場価格と、小商品生産の展開につれてその

要求が一般的になっていく『元方』値段との差を「豪農が生産者・商人に転嫁し流通利潤を独占する対応について注目されていたが（山口啓二・佐々木潤之介『体系・日本歴史 4 幕藩体制』日本評論社、一九七〇年、とくに二八〇頁、三二九頁、三九八頁）、その具体的な形態について実証研究が進展しているとはいいい難い。

本稿で考察したように、堀米家の「為替取組」は紅花市場変動のリスクを周辺の農民・商人に転嫁する出荷形態であり、右の対応の一形態として位置づけられる。同家がこうした対応をとれたのは、前掲注（31）に述べた諸条件のほかに、元値を厳密に示す概念である着値の計算を各紅花荷についておこなう、いわば商品価格管理を進展させていたからであった（岩田前掲注（29）論文参照）。

紅花相場が幕府物価規制を逸脱し投機的性格をも強めて激しく変動するに至った地方―中央の市場的条件をふまえて、全国相場情報を収集し適宜出荷形態を選択し安定した利潤確保に努める堀米家の紅花取引に、幕藩制の市場関係の解体過程にある一九世紀的な歴史段階に対応する豪農経営のあり方をみる可以考虑。

(43) 山形大学附属博物館所蔵伊藤儀左衛門家文書。

(44) 河北町立中央図書館藻鯨亭文庫所蔵。

(45) 渡辺信夫「紅花生産と一村方地主」（『日本歴史』第九〇号、一九五五年）、佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」（古島敏雄編

『日本地主制史研究』岩波書店、一九五八年、二二七―二二八頁）。

(46) 岩田浩太郎「豪農と地域」『紅花と商業取り引き』『全国商業と地域』（横山昭男編『街道の日本史 11 最上川と羽州浜街道』吉川弘文館、二〇〇一年）。今田弥兵衛家の地主経営・紅花取引・「のこぎり商い」の実態について考察した。堀米家五代四郎兵衛となる喜内は今田家から婿養子に入った人物であり、天保一四年に堀米家の家督を継いだ。河北町大字田井今田修氏所蔵今田弥兵衛家文書。

(47) 一存在としたことには以下の含意がある。幕末期の羽州村山郡には大規模豪農が九家存在しており、各大規模豪農が堀米家と同様に、村方地主・中小豪農が支配する部分社会をより広域的に編成・統合していたのであり、それぞれが傘下に置く村方地主・中小豪農に対して経済的なヘゲモニーを確立していたとの見通しをもっている。堀米家はそうした大規模豪農の一つである、とする含意である。

なお、今後の議論の活性化のために敢えて言及すれば、各大規模豪農が編成・統合しているより広域的な地域社会は、さらにそれらを覆う山形城下町巨大商人（今大屋佐藤利兵衛家・長谷川吉郎次家など）の金融を核とした経済的なヘゲモニーのもとに（幕末期になればなるほど）編成・統合されているとの見通しをもっている。比喩的な表現をとれば、村山郡中を覆う山形城下町巨大商人の巨大な傘のもとに、各大規模豪農の傘が編成されており、さらにその傘下に村方地主・中小豪農の小傘が

展開している形で、郡中が分節化されつつ重層的な経済的編成をとつているとする見通しを得つつある。

誤解のないように付言すれば、例えば、ある大規模豪農の「傘下」にある村方地主・中小豪農という場合でも、彼ら村方地主・中小豪農は他の諸経営とも複雑な経済関係を結んでおり、特定の大規模豪農との関係のみで自己の経営を完結させているわけではない。ここで指摘したいことは、村方地主・中小豪農の経営は決して自立したのではなく、周辺の大規模豪農との経済関係のもとで特定の位置づけを与えられてくる存在であることであり、彼らの経営にもっとも影響力を行使している大規模豪農と彼らとの関係を「傘下」という言葉で表現しているのである。

羽州村山郡の豪農研究をはじめ、従来の豪農論では豪農層内部の分化と相互の経済的な関係性に関する分析が実証的には進められておらず、個々の豪農の経営本質論（例えばブルジョアの発展か高利貸資本としての発展か）に還元し分析を終了してしまう傾向が強くなった（この研究史に対する批判については前掲注（7）も参照されたい）。豪農論を地域社会学論の視点を組み込んで発展させていくためには、「はじめに」で述べたように豪農間の階層性・関係構造に関する検討を深める必要がある、この点が本稿の主な問題提起の一つとなっている。

本稿は堀米家という一つの大規模豪農の地域編成の構造を考察することに課題を集中しており、他の大規模豪農や山形城下町巨大商人の地域

編成の実態に関する考察は今後の課題としている。幕末期にかけて巨大化し、村山郡域はおろか奥羽南域（さらには奥羽北域、とくに南部藩領・秋田藩領の一部を含む）を覆う規模の経済活動を展開して聳立している山形城下町巨大商人の経営実態の研究は、その史料発掘とともに重要な課題であると考えている。

(48) 横山昭男『近世河川水運史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）。

(49) 藤田寛『近世後期の村落と豪農経営の動向―羽州村山地方の一事例―』（『地方史研究』第一三九号、一九七六年）。

(50) 佐藤利兵衛家の「為替取組」については、岩田前掲注（28）論文、一八九頁。柏倉本家―分家の紅花出荷講が「為替取組」と実質的に同様のシステムを採用していたことは、明治大学刑事博物館所蔵柏倉文蔵家文書。

なお堀米家の場合、「為替取組」の手法を都市商人から導入したと推察する。早い時期では、文化二二年（一八一五）に酒田積合問屋押判屋四郎平が堀米家に対して「為替取組」を依頼した事例（押判屋が自ら相場変動のリスクを負う立場となる）が確認できる。また、文政七年（一八一四）に山形城下町巨大商人佐藤利兵衛家が堀米家と「乗合」（共同出資）で「為替取組」を組んだ事例が指摘できる（岩田前掲注（28）論文）。

この「為替取組」の手法は、一般的にはおそらく都市商人が早く採用

しており、それを次第に在方の資力のある豪農商が一八世紀末―一九世紀初頭以降に導入していった歴史過程を想定している。その背景には、在方商品生産・流通の展開と前掲注(40)(41)(42)で述べた市場の投機的性格の進展・相場変動の激化をはじめ幕藩制的市場関係の解体化に対して、在方の豪農がさらなる経営発展を遂げるために対応を迫られたことにある。

(付記) 本稿は、二〇〇一年度歴史学研究会大会近世史部会報告「豪農経営と地域編成―全国市場との関係をふまえて―」をもとに成稿したものである(前号より掲載)。この報告については、既に『歴史学研究』第七五五号(二〇〇一年一〇月増刊)に発表したが、ここでは紙幅の制約から大会当日レジュメの図表三〇点と参考文献を割愛し報告本文も削減・要約せざるをえなかった。そこで本稿は、前稿でおこなった割愛・削減・要約部分を復元し、注を加筆したものである。

“Gōnō”(rich farmers) management and local organization in
eighteenth to nineteenth Japan (II)

—In respect of the relation with nation-wide market—

IWATA Kōtarō

(Department of Public Policies and Social Studies, Faculty of Literature and
Social Sciences)

This essay studies about the structure of society from eighteenth to nineteenth Japan. I will try to progress the study of local society which brings about recent animated discussion around Japanese later medieval history circle from economical history's view.

Especially essay investigate the fact that Gōnō which was landowner, managed financial and mercantile business and produced merchandise unified the local society politically and economically.

This essay examines Horigome Shirobē-ke in Dewanokuni Murayamagun Yachigō for example.

Horigome-ke as big Gōnō holded economical hegemony in local society and managed various financial activities in cooperation with Gunchūsōdai and Gōyado. I will report this study separating into some parts.

In this second part of the report, Horigome-ke's commerce activities, for example buying and selling Benibana, and some condition affecting its economical development are investigated. And the studies about economic relation between Horigome-ke and local society are mentioned.